

海外集合住宅計画研究からみた住生活観と住宅計画の国際比較 (梗概)

服部 岑生

目次

1. 目的
 2. 研究の方法
 3. 調査による研究の意味
 4. 集合住宅計画研究の流れ
 5. 最近の住宅計画研究の概要
 - 5.1 外部の計画
 - 5.2 住棟の計画
 - 5.3 住宅の平面計画
 - 5.4 住戸規模と型の計画
 6. 住生活観と住宅計画の比較
 7. あとがき
- 付 参考文献リスト

1. 目的

日本の集合住宅計画研究は、住宅公団等を受け皿として、標準化、一定の枠組みの中での居住性の確保等をめざすことで大きな成果を上げてきた。このような主に大学によって遂行された主流に並行して、住宅公団独自の成果や民間の研究的成果も大きな実用性などの位置を持つようになり、研究の有効性についての論議がなされるようになった。

研究の流れの多様化は、研究への要請の多様化を背景としたものである。要請の多様化は、①住宅供給の現場におけるより現実的で詳細な技術資料の必要だけでなく、②住生活の変化に対応した成果の必要を要因としている。この二つの要因は、今後ますます重要性を増すであろう。その結果として、研究は一層多様化し、その全体像が不透明になってしまうことが、恐れられる。

本研究の目的は、海外の集合住宅計画の現代の流れとそれに関係する計画研究を概観することから、それぞれの国における「住生活の捉えかた」と実際の「住宅計画」の関わりを比較考察することである。

研究の目的は、研究の多様化に関する問題意識のうち、「海外では住生活の変化が、どのように捉えられ、どのように計画に反映されているか」に対応している。また可能ならば集合住宅計画の「現場での技術資料」となるようにまとめることを意識した。

2. 研究の方法

欧米における集合住宅計画研究の輪郭は、必ずしも明らかなものではない。集合住宅計画の研究と言う際、その研究領域が非常に多岐にわたり、わが国でさえその範囲を客観的に示すことはむづかしい。まして、社会体制の違いから必ずしも関連するアカデミズムが確立していない欧米ではなおさらである。

本研究は、当初できうる限り研究資料を収集し、それを基に欧米の集合住宅研究の範囲を帰納的に定める予定であった。が、この作業は入口は狭くても深く深い奥があり、区切りのある研究には向かなかった。そこで、研究の意義を先行的・試行的なものとして認識するとともに、今後の発展に期待することで、いわゆる基本資料に限定を加え、研究を展開することにした。

基本資料は、以下の2点である。

W. Schönwandt : ^(シエーンバント) Hinweise der Sozialwissenschaft zur Wohnungsplanung, Schriftenreihe "Bau- und Wohnforschung" des Bundesministers für Raumordnung, Bauwesen und Städtebau, 1982 (文献1)

C. Cooper-Marcus : ^(クーパー・マルクス) User Needs Research in Housing, (The Form of Housing edited by S. Davis) 1977, Van Nos. (文献2)

前者は、ドイツ政府の研究資料で、欧米の集合住宅研究(1950~1982)の多くの文献集(イギリス、アメリカ及びフランス)及び関連専門誌から研究論文を集大成したものである。論文選択の基準は、居住・住居・実態調査・空間・ドイツへの移行可能性の条件である。

後者は、カルフォルニア大学バークレー校で教職に立つクーパー・マルクス女史の欧米(イギリスと主にアメリカ)住宅研究史である。居住者要求を基礎にする住宅計画の主張者で、C. アレグザンダー風の計画ガイドラインを提案する実践者としての歴史観が背景にみられる。

他に、必要に応じ、元の調査報告書や研究書が引用されるが、必ずしも体系的に扱われていない。今後の研究に待たざるを得ない。

3. 調査による研究の意味

集合住宅計画研究の方法として、いわゆる住み方の実態調査によることが一般的であるのは、わが国だけではない。

1953年に J. P. ディーン（アメリカ）は、「住宅設計と家族の価値観」の中で、各種の研究方法を相互比較している。

- a. 居住者の要求・選好の調査——現住居で満たされている要求が見過ごされ、同じ社会的階層に属する他の家族が獲得しているものとの比較で辛く感じている要求を気ままにさらけ出すことが起こる。
- b. 居住者の不満の調査——設計のミスを明らかにし改善の方向を指示するが、それ以上のものではない。
- c. 利用パターンの調査——現住居の機能的条件を検討するのに役立つが、黑白のはっきりした問題の判断に当てはまるに過ぎない。
- d. 直接観察・検査・測定の方法——神聖な家庭の場に能率という基準を持ち込み、人々に共通の評価方法を提供する。しかし、家と家族の問題を解く鍵としては安易に過ぎる。

いずれも、わが国で住み方調査として考えられている研究の類型であり、その有効性・限界を適切に言い得ている。類型 a, b については、居住者の意識調査として回答の偏りが指摘されてきたものである。類型 c は、いわゆる狭義の住み方調査であるが、利用パターンは居住者の必ずしも敏感でない反応と適応の結果であり、大雑把な結論しか得られないとしている。類型 d は、人間工学的な調査研究に対応している。ディーンは、特に類型 c と d に関し、住居を考える基本的問題として、i) 住宅に結びつけようとする家族生活とはそもそも何か、ii) 家族生活の様々な側面に最も影響を及ぼす住宅のデザインの種類とは何かの2点を挙げている。調査方法が優先され、この基本的問題が大雑把に扱われることに注意を与えている。類型 c・d で、住生活の現象的・表面的な能率がどのように扱われようと、家とそこでの家庭生活の本質に触れられないと言うのである。

イギリスでは、特に1965年～1975年にかけてアメリカや日本に影響を与えた本格的な調査研究が開花していた。そのひとつに West Ham 研究（パーカーモリス推奨の試行計画住宅地の調査）では、居住経験のインタビュー、住み方の観察記録、生活時間記録などが行われた。ディーンによれば、類型 c に対応する。クーパーマルクスによると、当時のイギリス環境局やエジンバラ大学の研究はアメリカに大きな影響を与え、アメリカの大学やニューヨーク市での研究を本格化させたと言う。

ともあれ、ディーンの述べるように、イギリスやアメリカでは、既に1950年代（後に解説）には住み方調査に対応する post occupancy evaluation research（居住後評価研究、POE）の普及が見られていた。ディーンは、様々に出そろった調査研究を概観し、その長所・短所、住宅設計にとって本質的な問題の所在を示したと言える。1970年代に両国で本格化した、ディーンの種類 c の方法は、West Ham の報告に端的に示されるように部屋別の住まい方・居住者の評価に基づき、住宅の基本計画への指針を導き出すものであり、基本的なところを踏まえ実用的であったとは言え、ディーンの指摘には十分答えていなかった。

同様な疑問を、時期は1973年という少し遅くなるが、H. ダイルマン（ドイツ）⁴¹⁾も指摘している。ドイツでは戦後の住宅復興に際し、G. マイヤーエーラーズらが中心になり精力的に住まい方調査が行われ、その結果から、住宅計画プログラム⁴²⁾が提案されてきた。こうした伝統が、良好な住宅計画や住宅供給に連関してこないことに対する批判が、大規模住宅地計画批判など市民レベルに波及する1970年代には、オランダの SAR 研究所の提案を契機とするオープンシステムによるフレキシブルハウジングへ、いち早く向かわせた経緯がある。こうした背景において、ダイルマンは、経験主義的な調査が本当に良い住宅を生み出せないと主張している。経験主義的な調査研究がこれまで引き出し得たものは、居住者の定性的に表現された意志や願望のみであった。「そもそも人間は別に一戸の住居を持っている場合は別として、自分のすみかを不要として退ける自由を持っていない。従って（中略）調査員の質問に対する回答がかなり高い満足度を示しているとしても不思議ではない。（中略）居住についての観念や願望について、基本的なところでの一貫性が問われないうまま、表現されたものだけを根拠に、ハウジングのプログラムが作成されると、空間的にはフレキシビリティを持たない形で、既成観念が具象化されてしまう。こうしたことの結果、住居に要求される要件のうち、個別的な性質のものや、要件の持つ多様性は無視され、住居はいわば先入観の集大成でしかなくなる⁴³⁾。」

ダイルマンは、このほかにも「プランニングに対し有効な論拠が得られないと、できるだけ多くの代替的なプランやその組み合わせを開発しておこうという方向に努力が向けられる」と述べている。調査研究の責任が、ディーンと別の形で問われている。ディーンは、家庭生活における家族成員の価値感を問題にすることで、基本的問題への手掛かりとしたが、ダイルマンは、ドイツの

注1) H. Deilman et al.: Whonungsbau, 1973, Karl Krämer Verlag Stuttgart

注2) G. Meyer-Ehlers: Raumprogramme und Bewohnererfahrung, 1971

注3) H. タイルマン注1)文献序文より引用、(若月幸雄訳、鹿島出版会)

考え方にしばしば見られる家族間の相互コミュニケーション（例えば成人と子供、成人相互間）の安定化とそれによる家族間の心理的葛藤の解消という目標を設定し、調査ではなくやや演繹的なアプローチで住宅計画の指針を得ようとしている。

ディーンとダイルマンの考え方の幅は、帰納的な方法と演繹的な方法という対比、先入観と新しい価値観の対比として理解される。イギリスの環境局の研究に代表される、伝統的な良き経験主義が、新しい時代の流れの中で攻勢を受けていると言うこともできる。

ともすれば、デザイン・設計の現場との関係で受け皿を明確にできなくなった研究の課題は、どこにもある。住まい方の調査研究・POE いずれも、建築家側との関係に苦慮している。先に引用したディーンもダイルマンも、主張の導入部は、建築家にとって研究が難解であることとか、その期待に対応していないことが嘆かれている。そもそも、調査研究の役割を見直して考えるべきではないか。調査研究を社会に公開する方法論への議論は、後に置くとして、アメリカの住宅・住宅地研究の専門家ひとりであるJ. ザイセル（ハーバード大）の考え方をみよう。彼は、研究の役割を、次の二つに集約している。

a. 評価研究 (Evaluation Research POE)

—— 検証のための知識体系の提供

b. 計画研究 (Programming Research)

—— 創造のための発見契機・触媒の提供

ザイセルは、環境心理学の研究者として、その研究をデザインに役立てようと考えている。環境 (Environment) と行動 (Behaviour) は、環境心理学の2大対象である。ここには、住居や家庭生活が含まれてしまうが、そのレベルにこだわるディーンやダイルマンらの苦悩はない。しかし、デザインとの協力という点では、彼のデザイン・プロセス・サイクルの図式は正鵠を得ていると言える。特に、類型bの計画研究の役割を、研究がどのように担っているかという点で、これまでの調査研究型の、類型aに偏った研究の責任が問われなければならない。

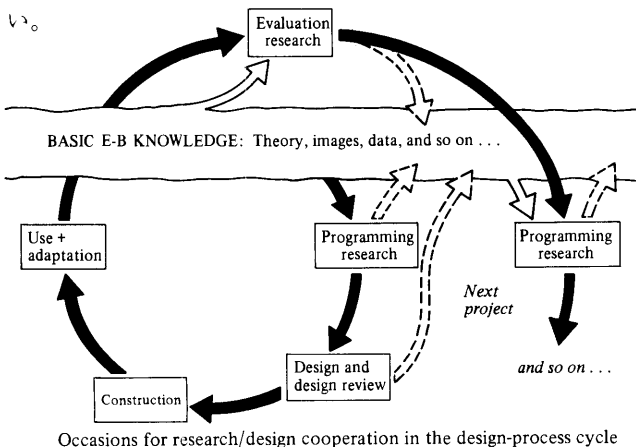


図 ザイセルのデザイン・プロセス・サイクルと研究 (Inquiry by Design, 1981)

4. 集合住宅計画研究の流れ

この章は、クーパーマルクスによる研究史の概説を基礎に若干のプラスをすることで構成されている。そのため必ずしも体系的ではないが、5章のある程度まで整理された研究成果の概要を見る歴史的背景となる。

クーパーマルクスは、アメリカの研究史の始まりを1951年のアンアーバー (Ann Arbor) における「住宅計画における社会的調査の役割」に関する会議以降としている。それ以前も各地の住宅公社の住宅計画が居住者へどのような影響を与えているかが調査されていたが、これ以降、C. バウアー (Bauer) らを中心に活発な討論が起こった。当時の関心は、住宅地の単位規模や住みやすさなどであり、特にバウアーは巨大開発を批判し、行政への発言を行った。

そのころ、ヨーロッパは、戦後の住宅復興に力を注いでいた。イギリスでは、1918年の Tudor Walter レポートが1944年の Dudley レポートに移行されたが、床面積の若干の増加をみたものの平面形はおおむね踏襲されていた。戦後の住宅地計画は、その単調さを批判され、社会学者や建築家たちは、近隣精神 (the neighbourhood spirit) と社会的全体性 (a degree of social integration) の重要性を意識し始めたと言う。その後、1951年経済状況の悪化に伴い、MOHLG (住宅・地方自治省) の推進による、高密度・標準化が追求され、住まい方調査などの研究は、1958年の「Flats and Houses」に代表されるように、当時の住宅計画を肯定する形のものとなった⁴⁾。

ドイツでは、ベルリンのハンザ地区の復興など、各都市で大がかりな住宅地建設が進められていた。敗戦後の住宅事情を調査し、国レベルの住宅計画を導いたのは、Silvermann (シルバーマン) や G. Meyer-Ehlers (マイヤーエーラーズ) であった。特にマイヤーエーラーズは、ハンザ地区の居住経験調査 (Wohnerfahrungen) から、住宅計画を詳細に批判し、ドイツの K. Alexander (アレクサンダー) や B. Taut (タウト) らの小住宅の科学的研究の伝統を復活させたように見える。ハンザ地区は、多くのドイツ以外の建築家の計画になるもので、例えば A. アルトの北欧的な——オープン形式の平面形は、居住者によって小区画に間仕切られ、拒否されているなどの指摘を示した⁵⁾。

1960年代に入り、アメリカではスラム クリアランスが各地で行われ、居住者と居住地の緊密な関係が明らかにされた。スラムが、実際には、人間的な居住地の条件を保有していることが見いだされ、近代的な住宅計画が批判された(文献2)。スラムの研究では、後にインサイダー

注4) D. Levitt : Housing Standards, Standards past and future, AJ 17 Nov. 1982

注5) G. Meyer-Ehlers : Wohnerfahrungen, 1963

による調査といわれる方法が試みられる。調査者は、居住者と体験を共有することで初めて真の体験に達するとする考え方に基づくものである。

対応して1960年代の後半のヨーロッパは、新しい住要求に対応する新しい住宅計画が試みられ始めていた。先に述べた、生活水準全般の向上・良い住宅への認識と要求の増加・より便利な間取りや家事労働負担の軽減を目的としたDudleyレポートの内容が、経済的後退のために実現されないことへの反省が起きてきた。これに対応するのが、Parker Morrisレポートの勧告である⁶⁾。公私の区別なく一般住宅のデザイン・設備・スペースの基準を示しており、「より多くのスペースとより良い暖房」を中心テーマとしていた。そのテーマは、Dudleyレポート以降の社会的変化——収入増・完全雇用・社会サービスの増加に伴う設備の所有増、さらに、家庭生活における個人生活の重視傾向の増加などから導き出されていた。これに伴い、ロンドンの住宅省の研究部門・エジンバラ大学の研究室の調査研究が活発になされることになる。エジンバラ大学では、調査研究とデザインの橋渡しをすることを目標にスコットランド地方住宅省と協力して、新開発計画から再開発計画まで居住者の要求を汲み取る研究方法を作り出した。同様に、ロンドンの住宅省もパーカーモリス・レポートの試行住宅地計画のPOEを行い、多方面に影響を与えた。ドイツでも、先に述べたマイヤーエーラーズたちは、ベルリンを中心にした公共住宅の調査(1968)⁷⁾、Märkish Viertelの住宅調査(1971)⁸⁾を行い、本格的に国レベルの住宅計画を提案していた。こうして、この時期に現代に通じる、住み方調査の方法が確立することとなった。居住者の住要求を、建設され居住された住宅の評価を通じて吸収する方法である。

ヨーロッパ、特にイギリスのパーカーモリス・レポートに関連する調査研究に刺激を得て、アメリカは、1970年代から消費者要求・選向調査の方向を持つPOEが活発化する。イギリスやドイツが、直接・間接に公的機関と協力した調査研究であったのに対し、アメリカは大学を中心にした研究が行われる。

まず、カリフォルニア大学バークレー校では、Van der Rynらの高層学生寮調査(1967)を皮切りにC. Alexander(アレクザンダー)のパターンランゲージの提案につながった参加型調査(participant observation)の伝統が形成され始めた。他にTACやニューヨーク市都市開発公社と協力して研究を行ったコーネル大学、先に主張を紹介したJ. ザイセルと協力するハーバード大学

院デザインスクール、イリノイ大学ハウジング研究・開発プログラムの社会学者とデザイナーグループなどを挙げるができる。(文献2)

5. 最近の住宅計画研究の概要

2. で述べた基礎資料(文献1)のシェーンバンド(カールスルーエ大)による住宅計画研究文献のまとめを中心に、最近の研究を紹介する。これは、先に述べたようにドイツの住宅計画への移入の可能性を前提に選択されている。(各項の研究文献のまとめは、シェーンバンドに従っている。文献のコードは、梗概文末のリストに対応しており、Pは計画的、Eは設計的知見として分類されている。高層住宅での病気の発生率を扱った2-7、居室の天井高を人間工学実験で扱った3-4など、各項に振り分けられていないものがあるが、シェーンバンドの意図は、必ずしも明確でない。)

5.1 外部の計画

5.1.1 遊戯スペース

子供は遊びたい所で遊ぶ。

- ・子供は今日も昔同様、遊び場に関して特別な配置計画がなかったころと同様、どこでもそしてだれとでも遊ぶ。彼らは計画された空間のゾーニングに支配されず、彼らの利用のために計画されたのでない場所においても遊ぶ。(1-03-P)
- ・であるから、住宅地内においては可能なかぎり、子供の遊ぶ可能性について注目しながら計画が進められるべきである。(1-03-P)
- ・子供たちはなんの危険も持たずに住宅地内を移動でき、また彼らの遊ぶ範囲を広げられなければならない。(1-06-E)

子供たちの経験空間としての住宅地全体とは、以下のものである。

- ・住宅地は全体に、子供たちの経験及び体験空間として計画されなければならない。なぜならば、子供たちは住宅地内のどこでも遊び、またどの場所も長いこと子供たちを引きとめることはできないからである。(1-02-E, 1-20-P)
- ・住宅地内のすべての子供が遊ぶ場所を求めているわけではない。彼らがそれを行うとき、彼らのその場所における滞在は、たびたび非常に短いものである。であるからして、子供にとって親しみやすい住宅地の計画では、ただ遊ぶスペースを十分に確保するだけというのでは足りない。(1-05-P)
- ・砂のあるオープン・スペース、水、木及び緑の平面的空間は、子供たちにとって、住宅地内の社会的な出会いの場となることができる。(1-07-E)
- ・しかしながら、建築されていない住宅地の外部にある

注6) 公営住宅技術開発会議：公共住宅居住水準等設定に関する調査研究、1980年7月

注7) G. Meyer-Ehlers：Wohnung und Familie, 1968

注8) G. Meyer-Ehlers：Raumprogramme und Bewohnererfahrungen, 1971

空間は、域内の遊ぶためのスペースの補助として考えられることはできない。なぜならば、幼い子供ほど、うちのそばを離れて遊ぶことをせず、あるいは遊ぶことを許されず、ほとんどが住宅のすぐそばのフリー・スペースにおいて遊ぶからである。(1-01-P)

住宅とオープン・スペースの間に緩衝地域を設けることが推奨される

- ・住宅地において、子供はほとんど家のそばのスペースにおいて遊ぶ。だから、そこで発生する騒音は大人にとって非常に邪魔となり、いらいらさせるものである。これは子供たちにとって非常に不利となる現象である。であるから、住宅と近くのフリー・オープン・スペースの間に一種の緩衝地域のようなものがあるとよいと言える。これは、大人たちに騒音及び視覚的なバリアとなるためのものである。

しかし、家族のための住居にとって、この緩衝地帯は適当なものではない。遊び場及び遊ぶスペースは住宅から呼べる、あるいは見える距離になければならないからである。家族のための住宅としては、次のような住宅計画のものだけが選ばれるべきである。それは、大人たちにとって、遊び場及び遊ぶためのスペースというような音の発生地である場所から退避できる場所、その音が聞こえない部屋に行くことを可能とするような計画である。(1-02-E)

- ・緩衝地帯は禁止の立て札、あるいはさくによって、ほかのスペースと境界を持つてはいけな。これらの指示とか、そういう方法というのは、子供たちが全く気にとめないものであるからである。(1-03-E)

5.1.2 遊 び 場

子供たちのための補助の居住空間としての遊び場

- ・子供たちの居住空間としては、境界のはっきりした場所が適当である。それが子供たちにとって一般の住宅地内において、大抵やってはいけなという行為を可能にするならば。例えば小屋を建てたり、工作的な行為をしたり、火をたいたりすることである。(1-07-E)
- ・子供たちはつまり、自分たちでつくっていくような場所が必要なのである。大人たちのあらかじめプログラムされたものではなく、例えば緑地のようなものがそれに当たる。(1-05-E)
- ・遊び場は子供たちにとって単なる出会いの場所以上のものでありうる。そこにおいていろいろな活動的な行為、例えば滑り台で滑るといようなものよりも、より時間をとるような遊びが、できる場合である。遊び場の例として小屋を建てたり、火を燃やしたり、動物と遊んだり、あるいは工作を習ったり、子供たちが好んで使いたくなるような、そして長い時間、そこにお

いて活動するような、人がそこで彼らに何をやりなさいとか、彼らの行為に対して言葉を呈しないようなスペースがある。(1-05-E)

- ・いろいろなものをつくれるような遊び場というものは、住居における遊び方を補助するものであり、今日住宅地において、もう許可され得ないような遊びの方法を選択させることができる。(1-09-P)

居住スペースにおける遊び場の位置づけ

- ・遊び場ははっきりとした形で住宅地の中に存在するべきである。(1-06-E)
- ・15~20分以上歩いて掛かるような場所にある遊び場、すなわち800m離れたような遊び場は、ほとんどもう使われることはない。ほとんどの利用者は交差点4つ以上の距離から来ることはない。(1-07-P)
- ・遊び場は主に子供たちによって利用される。遊び場は大抵半径300m以内の場所に住んでいる子供たちによって利用される。主要交通路が子供たちにとってひとつのバリアをつくるため、それは遊び場へ行く道を閉ざすものの要因のひとつとなるように、そのため、距離的な離れ方のみが子供の住居と遊び場の関係を示すものとはならない。すなわち要因となるのは道路、その道路網と住居の関係及び距離的な関係である。(1-09-P)

- ・幼い子供たちのための遊び場は、各住居から視覚的に見える範囲にあるべきである。なぜならば、幼い子供ほど住居の近くから離れることを許されず、視覚的に見える所、あるいは呼んで聞こえるような場所にいるべきであるからである。(1-05-P)
- ・子供たちは観察によっていろいろなことを学ぶ。であるから、子供たちのための遊ぶ可能性というものは、(a) 狭い近隣地域の中において、大人たちの行為に付随してあるべきである。そして、(b) 子供たちと大人が一緒に遊ぶことも可能にするべきである。(1-03-P)
- ・外に対しては、遊ぶスペースは次のように住宅地と結ばれながら閉じて存在するべきである。それは (a) 施設の不適格な利用や破壊を防ぐということ、及び (b) どうしても発生する騒音というものが居住者を邪魔しないようにである。

遊び場の設備

- ・比較的良好に使われる遊び場の設備というものは、なるべくたくさん遊び道具から成り立っている。子供たちが短い滞在の間においても、より多くの設備を利用できるためである。(1-05-P)
- ・ブランコやその他の体操器具のような道具、すなわちコンベンショナルな遊び道具の方が子供たちには、いわゆる建築的な遊び道具よりは人気がある。(建築的な遊び道具とは、大抵遊び道具に向いていない。本来の使い方でない—大抵建築素材の使われ方をされてい

ないもの、例えば排水管をトンネルがわりに使ったり、コンクリートの塊を跳び馬の代りに使ったりするようなことである。(1-05-P)

- ・建築的な装備で構成された遊び場は、子供たちから無視されてしまう。(1-05-P)
- ・ブランコや駆けるコース、あるいはハードルのようなものがより経済的な道具で構成されているほど、よりよく利用されるというような公式がここで成り立つことであろう。(1-08-P)

その反対のことが、砂場においては言うことができる。砂場が多くあればあるだけ、ひとつの遊び場に砂場の数がふえればふえるだけ、その利用率というものは下がって来る。(1-08-P)

- ・多くの数の遊び道具及びそれと結ばれたより大きな空間同様に、芝生、あるいは周りの景色に対するアイ・ストップ—目隠し、日よけ及び公園を内包するということがスペースの活性化を行う。(1-07-P)
- ・ボール遊びをするスペースというものは、芝生から成っていることが望ましい、なぜならば、柔らかい地盤の柔らかい場所において、けがをする危険性というものが減少し、騒音の発生も同様に減少するからである。(1-02-P)
- ・遊び場のそばには便所があるべきである。なぜならば、子供は家の便所に既に間に合わないことが起きうるからで、それはたとえ住居が視覚的に見える場所にあった場合もそうである。(1-05-P)
- ・遊び場所は、年中遊べることができなければならない。(1-02-E)それはすなわち、例えば屋根の必要性をここで言うものである。ひどい天候の場合、暑いとか雨が降ると、子供たちの遊び場に来る率というものは下がる。であるから、雨の日のためには屋根の存在、そして陰のある空間、陰のあるスペース—例えば木によって—はあるべきである。そのような日、すなわち雨の降った日、暑い日にもうちの中で遊ぶか、外で遊ぶかという選択が行えるようにということである。(1-07-P)
- ・遊び場は、本を読むとか、あるいは想像ゲームとか劇のような、ふだんは住居の中で遊ばれるような遊びをも可能にするべきで、例えば座のような体操は、小屋や屋根がかかっている場において、それは可能となる。(1-05-P)
- ・遊び場は、子供たちの主要な遊ぶ目的というものが、あるいはその行為は変動していくのであるから、それが変動に対して可変的であるべきである。手洗いとか便所のような建物は固定的であっても、遊ぶための、あるいは工作をするような行為の場というものは、あるいは道具を保存するような建物は、固定的なものではない方がよい。(1-09-P)

- ・遊び場の形式のいろいろな新しいタイプ、例えば冒険ができる遊び場、積極的な遊び場というものには存在するが、まだ大多数の遊び場は、標準的な一般的な遊び場である。そこで次のような疑問が生ずる。新しいタイプの遊び場のより発展した形、古い遊び場をより肯定的な点で発展させたものが可能であるかということである。(1-08-E)

年齢の異なったグループのための遊び場

- ・住居区域内の子供の遊び場の計画において、建築家は違った年齢層の子供たちのために区別をして、それぞれの年齢層の遊びの行為に合った遊び場とを計画しなければならない。(1-04-P)
- ・複数の年齢層のための遊び場は、次のようにあるべきである。より年齢の高い子供たちの隣で、年齢の低い子供の兄弟が監視されながら遊べるように計画する。(1-04-P)
- ・小さな子供たちのための遊び場は、住居の極めて近い場所に設けられなければならない。このとき、年齢の高い子供たちが、その遊び場を、例えばボール遊びのために取ってしまわないように、年齢層の高い子供たちの遊び場について魅力的で十分な遊び場が存在するように計画しなければならない。(1-20-P)
- ・子供たちの年齢が上がってくるにつれ、遊びの内容は、遊び場にある道具とはだんだん無関係なものとなってくる。(1-08-P)

5.1.3 緑地

- ・テラスハウスでは、特に小さな子供たち—5歳以下の子供たちのための遊び場となるために、少なくとも面積で80㎡の庭を持たなければならない。(1-10-P)
- ・もし居住者が前庭として、比較的大きなスペースを持つことができるならば、大きな通り抜け道路や、十字路よりも袋小路、あるいは小さな通り抜け道路に隣接している大きな土地が適している。(1-11-E)

5.1.4 通行スペース

(1) 歩道

- ・ひとつの建物内、あるいは集合住宅内の交通面積・通行スペースが、比較的居住者が多く出会うようにプランされている場合、例えば彼らが同じ道を歩かなければならないようなとき、それは居住者のための偶然的な知り合う場所、あるいは交友を結ぶ場所になりうる。しかし、このような偶然的な出会いから本当に知り合ったり、友好関係が生まれたりするかどうかということは、ほかのファクター、ソーシャルなもの、あるいは心理的なものにも大きく依存している。(1-12-E)

子供の遊び場としての道路や道

- ・子供たちは多くの場合、彼らのためにある遊び場以外の所で遊ぶ。道路、あるいは歩道、そして建物の近くの場所は、子供たちの遊び場として非常に好まれている。(1-02-P)
- ・特に低層の住宅の場合、道路は遊び場として最も利用されるスペースである。なぜならば、住宅の建築面積がスペースの大部分を占有しているからである。(1-01-P)
- ・自転車に乗る、あるいはローラースケートをするために適した遊び場は、道路というものではなく、もっと事故の起きないようなスペースに置き換えることができるはずである。歩道はそのような理由で、なるべく十分な幅を持って設置されるべきで、それは歩行者だけが利用するとは限らないからである。(1-05-P)
階段及び段は傾斜を利用して接続されるべきである。(1-01-P)

(2) 交通スペース

類型と位置

- ・住宅地は、交通騒音から守られて存在するべき、あるいは存在しなければならない。通過交通はなるべく離れた所、そして居住者の交通はスピードを落として走るようにするべきである。(1-17-P)
- ・交通量及び通行スピードが減少できないような住宅地及び道路においては、その居住者は可能な限り通行から守られなければならない。
- ・歩道は、木やかき根、あるいは低い塀によって道路から切り離されなければならない。
住居は例えば木によって空のまぶしい光を防ぎ、あるいは車のヘッドライトから守られなければならない。居住者は、道路を外へ向かって居住道路として利用できなければならない。彼らが前庭を持ち、そして歩道に部分的に植物を植えるなどという行為によってそれはなされる。
駐車場というものは、道路と歩道から、そして通行レーンからはっきりと切り離されなければならない。(1-17-P)
- ・住宅地及び生活道路を通る隠れた道路というものは、通過交通から可能な限り切り離されなければならない。居住区域内の道路は真っすぐに計画されてはならない。そして前後に並べた建物によって、視覚的に切らなければならない。通行面は比較的幅が広い方がよい。少なくとも十字路の付近においては、通行レーンは歩道の高さと同じ高さで舗装されるべきである。
ペイントされたもの、あるいは色の違った石でつくられた視覚的な横断歩道は、心理的な障害となり、速度が減らすことにつながる。(1-17-E)
- ・居住地域は、その居住者が1日のうちの大多数の行為を車なしで済ませることができるよう計画されな

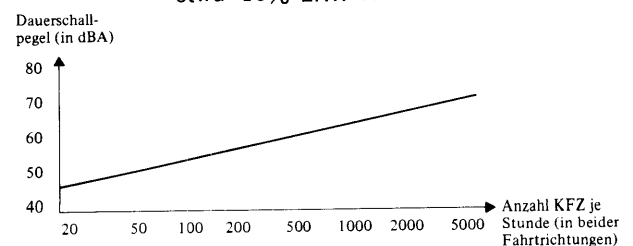
なければならない。(1-17-E)

- ・良く整備された自動車道が存在することが望ましい。(1-17-E)
- ・道路だけでは、近隣間のコンタクトに対してなんら貢献しないので、道路の計画において、生態的な、あるいは形態的な要因が考えられなければならない。この結果、道路はコストもかなりのものとならざるを得ない。(1-18-P)
- ・居住者の少ない道路、すなわち短い道路は、その居住者に対して掌握できる数の隣人しかいないので、近隣関係をスムーズにすることの要因となりうる。袋小路というものは一般的に通過道路というものよりは短いので、そこにはより少ない居住者が接続しており、そのことは、近隣コンタクトが高まるということにつながるものである。(1-18-P)

住宅地内における交通騒音とは、以下である。

- ・騒音及び通路から来る交通騒音というものは、それが比較的低い小さな騒音であっても、非常に邪魔なもので、そして有毒であるので、住宅の近隣において、そしてそのみならずなるべく低く抑えられなければならない。(1-13-E)
- ・非常に無責任なのは、住宅から数mしか離れないような所に、通過交通のある道路を計画することである。防音窓というものは、その解決というものにはなっていない。なぜならば、それは閉じられた状態でしか騒音をシャットアウトしないからである。(1-13-E, 1-14-E)
- ・うるさい道路というものは、住宅地のそばに計画されてはならないものである。居住区域内において、6時~22時及び22時~6時という時間帯に定められた騒音の最高値—DINによって決定されているものである—は、どんな場合があっても超されてはならない。(1-16-P)
- ・交通量とデシベル—騒音レベルの関係を示す図が下にある。(1-14-E)

ABBILDUNG 1: Äquivalenter Dauerschallpegel in 25m Abstand von der Mittelachse einer Straße in Abhängigkeit von der Verkehrsdichte unter Normalbedingungen bei Stadtgeschwindigkeit und etwa 10% LKW-Anteil



(Quelle: Lärmkarten als Hilfsmittel für die Stadtplanung (1973) in: Schriftenreihe des Bundesministers für Raumordnung, Bauwesen und Städtebau)

- ・住宅地内の交通騒音に対する慣れというものはありませんので、騒音から守るための尺度というものは変えることはできません。

建物間距離は、個々の関係において、あるいは都市計画的な考えよっての空間的な分割、交通と居住区の分割、あるいは緩衝地帯、例えば商工業地帯のようなものを緩衝地帯として、交通道路と居住区域の間に置くことが提案される。(1-15-P)

- ・寝室及び居間の窓は、高速道路、あるいは他の騒音源に向かないように配置されることが望まれる。(1-16-P)

5.1.5 敷地内の建物の配置

- ・ブロック一群一の建築において、群の建築は、その中庭が幾つかの複数の合致しないファンクションを満足させなければならないという点で、不利になる。例えば遊び場としてのファンクションと同時に休むための場所としての役割を、その接する住宅地内において満足させなければならない。

このことは、新しく計画される建物の場合だけでなく、既に存在する住居ブロックを改装するとき、配慮されなければならない。(1-20-E)

- ・空間的な条件は、無理にではなくて、近隣間に、お互いに良い関係というものをつくることできる。それはすなわち近隣間の敵対するような関係を、計画の質によつて直接的に、個人的な生活空間を個々に配慮することによつて、それに影響することができるといふことである。

例えば建物のタイプの選択、土地の境界のつけ方、騒音—音響及び視覚的な守り方というもの。(1-19-E)

5.2 住棟の計画

5.2.1 一般論

- ・独立住宅に住む子供のいる家族は、大抵満足している。それに比較すると、団地に住んでいる居住者には否定的な考えを持っているものが多い。(2-01-E)
- ・居住者の多い住棟は、高齢者にはあまり適していない。(4-02-E)

5.2.2 居住に関する満足度

- ・居住の満足度というものに対しては、特に注意して解決しなければならない。居住の満足度の平均とか比率というものから、チェックをすることなしに計画の基礎資料のデータをとるとか、あるいはその結果から建築の実態を知る手掛かりにするといふことはやめるべきである。満足度に関して少なくとも調査では質問しなければならない。例えば複数の室内空間に対する満

足度、あるいは住棟自体に対する満足度、あるいは住居に対する満足度というようなもの、それでそれらが比較検討されなければならない。(2-02-E)

- ・居住そのもの、住棟、あるいは住区に関する住宅満足度の総合的な価値といふものは、新しい計画のための基礎とはなり得ないし、既に完成した計画の価値を割り出すのにも向いていない。(2-01-E)

5.2.3 高層建築の課題

- ・多層の住棟を計画するときには、次のことに注意をしなければならない。まずは建物の低層の部分、つまり1階及び2階は、子供のいる家族用に計画しなければならないといふこと。それは両親と子供にとつて、小さい子供の遊ぶ場所までの距離—道のりが短くて済むようにといふことである。(2-06-E)

特に次のことがチェックされねばならない。子供のいる家族の住棟は5階以上にしてはならない。(2-03-E)(2-05-E)

- ・低層部分の家族用住戸においては、住居の平面型計画は、次のようなものになっている方がよい。その部屋の構成を両親が決められるようなプランである。それはまず、子供を呼んだり見たりする範囲内に置くために、次に、騒音源としての子供の遊び場から、逆に離れるためにといふ2つの理由からである。(2-06-E)
- ・小さな子供のいる家族の住戸を低層部分に配置することができない場合—高層部分に配置しなければならない場合は、住戸と子供の遊び場を結ぶ通路(玄関、エレベーター、や廊下の出入口)は、小さな子供—大体3才ぐらい以上の子供がひとりで帰ってこられるように、設定され構造化されていなければならない。(2-03-P)
- ・高齢者用の住宅も、積層住棟においてはなるべく低層階にある方がよい。しかし、1階でも、上層でも老人が住む場合はそこに泥棒や強盗の入る心配のない場所に限つてそこへ住むことを好むものである。(4-02-E)
- ・1~6階建の住棟は、近隣関係に対して良い状態をつくり出すことができる。それに対して高層の建物は、近隣関係を妨げる方向にある。(2-04-P)
- ・高層住宅の団地では、その居住者のアクティビティは、より歩行に頼らざるを得なくなることで制約を受け、そのことによつて居住者は、かつ、一定の場所の中に閉じ込められるような—一定の場所に束縛されているような状態になる恐れがある。そこで歩道といふものは、単に場所と場所の、その接続のための線的な空間として計画されるだけでなく、広さのある空間として、歩道のフリー・スペースの創造的な利用ができる

よくなっているのがよい。(2-07-E)

5.3 住宅の平面計画

5.3.1 一般論

- ・住宅計画の最上位の目標というものは、十分な数の居間及び寝室の数であると言える。各家族構成員の1人につき1部屋ということは、絶対必要な条件である。このことは、住居の中で成長していく子供たちの才能の伸長や、社会化のために必要なことである。従って、両親の寝室及び居間、そしてワン・ベッドの子供部屋が計画され、ツー・ベッドの子供部屋は、計画があきらめられることになる。(3-06-P)
- ・各家族の構成員同士間のプライバシーに対する欲求に対応するために、次のことが起こる。ひとつの場合は家族の共同スペース一居間というものが、家族の個人のスペースの規模増加のために小さくなること、あるいはそうでない場合は建物自体を大きくしなければならぬということがありうるということである。

平面計画を練っていく際に、父・母・そして1人、あるいは2人の子供というもので成り立つ小家族を、平面形の形成の出発点として考えてはいけない。そのような設定を行うと、大家族の、例えば3世代住宅のような場合は、争い事を引き起こすであろう。(3-01-E)
- ・1人当たりの居住面積は、3～4人家族の場合約23㎡、5人家族の場合22㎡ぐらいである。これらの規模は、利用可能面積全体を人数で割ったものに、総合的に判断を加えたもの、あるいは間接的には、各居住者当たりの居住面積を加えたものから予測されるものである。(3-03-P)
- ・プライベートな領域に対するアンケート対象者の要求を、住戸規模の拡大に条件付きで反対しているLüdtkeらは、支持している。

彼らの条件は、以下のようなものである。面積が広くなれば家族間の争い事がなくなるというが、これは幻想である。(3-01-P)
- ・調査によると明らかに個人が1人で持ち、そこに引込むことができる場所に対する要求は非常に一般的なことで、ときによっては、このようなことが可能でない場合は、より多く争い事が起きてしまうことがある。しかし、住戸を大きくしても、実際はあまりそれだけのメリットというものを約束しない場合が多いということである。(3-01-P)

5.3.2 建物の中の子供の遊ぶスペース

- ・子供たちは、建物の中においても十分な遊ぶためのスペースを必要とする。(3-08-E)
- ・複数の、より多くの子供が一緒に遊ぶのであるならば、

子供1人当たり1.5㎡では明らかに狭過ぎる。(3-08-E)

- ・多くの子供が非常に狭い部屋で一緒に遊ぶならば、そしてそのときに比較的小おとなしく遊んでいるならば、そのことは多分遊ぶ面積が少な過ぎるということに起因しているであろう。(3-08-E)

5.3.3 遮音性

- ・良い遮音性というものは、世帯の規模に無関係に、非常に価値の置かれる問題である。(3-05-P)
- ・計画的に言う場合の遮音というのは、次のような内容である。

複数の住戸間、あるいは建物内の遮音；① 足音に対する効果的な遮音、特に下方向に向かって。② 住戸間、あるいは階段室における反射音に対する遮音、特に個室間と階段室においての遮音。このことは、建物の配置によって問題を解決することができる。③ 配管音などのパイプ音に対する伝播音遮音。ダストシュート、あるいはトイレの水を流すときの音等、住戸内の反響音の防止、特に ① 共通スペースと個人スペースの間。② 個人スペースと個人スペースの間 ③ 配管の集中している部屋と他の部屋の間。(3-02-P)
- ・建築技術的な、あるいは平面計画的な次のような計画ができる。(1) 基本的に騒音を出す場所の隣には、騒音を緩衝する場所を置くことによって、部屋の連続を計画するという。(2) 密実な重い材料による閉じた壁、あるいは非常に技術的に進んだ軽い構造の壁。(3) 比較的小さい、気密性の高い開口部。(3-02-P)
- ・寝室及び居間の窓というものは、高速道路、あるいは騒音源に向かないように計画されるべきである。(1-16-P)
- ・遊び場の騒音というものは回避できているものである。しかしながら遊び場というものが、住戸から呼んだり見えたりできる距離になければならないので、ここに住戸を計画する場合に当たって、次のようなプランだけが採用されるべきである。

それはその騒音源である遊び場から、住戸の向きを回避できるような計画のプランである。(1-05-E)

5.3.4 フレキシブルな平面計画

(1) フレキシブル住戸の実現

- ・住戸をフレキシブルにするということの利点というものは、最も顕著に持家住宅の場合に現れて来る。持家の場合、居住者は住要求が変化しても、住居の変更を簡単に行えないからである。
- ・借家人も持家層も、フレキシブルな住戸では入居するときに、その利用法が提示されるのが望ましい。入居者の住むことに対する経験というものが、自分で計画

をするのに十分でないと考えられる場合においては、特にそうである。(3-05-P)

- ・フレキシブルな住戸の借家人・持主に対する建築計画について助言する際、入居前に次のことが特に説明されなければならない。

① 住戸平面型の向き ② 固定されてしまった部屋の欠点。③ 住戸計画の融通性は、ある特殊な目的で、例えば非常に大き過ぎる家具などを買ってしまった場合に、そのフレキシビリティを束縛してしまう形になるという問題点について。(3-05-E)

(2) 部屋割りの基準

- ・居住者による非常に多様に実現された部屋割りは、家族ごとに非常に異なった住み方に対する考えというものがある存在すること、そしてそのことが、いろいろな平面計画の解決に向かっていていることを示している。

このとき、多くの居住者の計画の基準というものが、それらの持つ意味合いの順序によって、次のように分けられる。

－生活空間の大きさ 生活の場と食事の場を分けること。

－寝室の数、子供部屋の空間的な分割

－方位に対応した部屋の配置

－台所と浴室との関係づけ (3-05-P)

- ・4人以上の成長する家族においては、部屋の数のほうが、部屋の大きさよりも重要である。(3-05-P)
- ・家族構成の大きさにかかわらず、遮音に関しては、大きな価値が置かれている。(3-05-P)

5.3.5 住まい方

(1) 両親の主寝室

- ・両親の寝室に関しては、ほかの使用目的を考えておらず、それに付随する家具の量が一般的な平面計画の場合のものであるならば、部屋の規模は、13㎡で十分である。それに数㎡面積が増えても利用の仕方が変わるわけではない。(3-06-P)

(2) 子供部屋

a) 配置

- ・空間的な最小限度の自立というものを本質的な前提とした青少年のための部屋というものは、子供部屋の必要条件である。配置は玄関近くで、風呂場への直接的な通路を持つことが条件である。(3-07-P)
- ・子供部屋、すなわち個室は、子供、あるいは青少年が自分の部屋、台所、あるいは洗面所を他の家族を邪魔せずに利用できるという位置関係にあるものでなければならない。

これは子供の側から見れば、希望しない親の監視というものを避けられることにもつながる。(3-07-

E)

b) 平面計画

- ・部屋の入口空間は、子供、あるいは青少年の部屋の場合において、部屋に入ろうとする人がドアを開けた場合に、一目で部屋の中すべてが見渡せないようである方がよい。(3-09-E)

c) 大きさ

- ・子供部屋の大きさというのは、大人の個室よりも小さくあるべきではない。(3-07-P)
- ・個室とみなされるすべての部屋は、大体同じ大きさであった方がよい。そうでなければ、子供、あるいは青少年が小さい方の部屋を使わなければならないという恐れが生ずるからである。(3-07-E)

〈備考〉この子供部屋の大きさに対する計画方法について、後者の考え方はまだ比較的普及している考え方を反映しているにもかかわらず、場合によっては古いとか、遅れているとかと見られている。

- ・どの子供に対しても、最低8~10㎡の個室が与えられるべきである。小さな子供には、それに加えて子供の遊ぶスペース、多目的スペースが必要である。(3-02-P)

- ・標準プランと並んで、…(中略)…あるいは付属する部屋は、ワン・ベッドの子供部屋、すなわち約10~11㎡の大きさが望ましい。それが目的に応じて、1人の子供の、あるいは二次的なものとして、ほかの家族の勉強、あるいは家事、あるいは趣味室として使えるように。(3-03-P)

子供は子供部屋のみで遊ぶわけではないので、次の点も考慮に入れられねばならない。

- ・子供は家の中でも十分な遊ぶためのスペースが必要である。複数の子供が一緒に遊ぶ場合に、子供1人当たり1.5㎡という面積は明らかに少な過ぎる。複数の子供が狭い部屋で遊ぶ場合に、子供たちが非常におとなしい場合は、それは部屋の遊ぶための面積が少な過ぎるということに起因するであろう。(3-08-E)

(3) 共有スペース

a) 配置

- ・居間、そしてそれと分離された食堂は、お互いにカバーし合い、あるいは平均し合う働きを持つコミュニケーションの統一をかもし出させるので両方を併立し配置させなければならない。両領域の機能及び大きさは、空間的にそしてオープンに接近している場合にのみ調和される。(3-10-P)
- ・居間、食堂及び台所の間に広い、あるいは完全にオープンな連続が試みられるときには、この領域が通り抜けにより妨げられるべきではない。(3-10-P)
- ・もし分離した食堂が、拡張された廊下に接続されるな

らば、この廊下はサニタリー回りに接続していなくてはならない。(3-10-P)

b) 大きさ

- ・独立した食堂は、3名につき6~7㎡、より多くの人数のためには8~10㎡なければならない。(3-10-P)
- ・居間及び共有スペースの推奨面積は、次のとおりである。

家族構成員が1人の場合、22~24㎡、これは居間及び寝室部分を一緒に考えた場合である。居間が16㎡、このときは個室及び共有スペースは分けられているが、食堂は独立とは考えられていない。

家族が2人の場合、18~20㎡、1部屋で、食堂は分けられている。

3人家族の場合、22~24㎡、1部屋が16~28㎡で、約6㎡の独立した食堂を持つ。

4人家族の場合、24~28㎡、1部屋18~22㎡で、約6㎡の独立した食堂を持つ。

5人家族の場合、28~32㎡、1部屋が20~24㎡で、独立した8㎡の食堂を持つ。

6人家族の場合、30~32㎡、1部屋が22~24㎡で、それに加えて8㎡の独立した食堂を持つ。(3-02-P)

c) 台所

- ・子供の多い家族の1日の生活は、大部分が台所で営まれる。そのため、この部屋の位置づけは、出会いの場、あるいは家族の滞在の場としても考えられなければならない。それに適していなければならない。(3-13-E)
- ・台所は、多くの家族構成員が同時にそこで仕事ができるように、そしてそこで食事できるように、広く計画されなければならない。少なくともそこで食事できるように住まいの中心にあったとしても、たとえ家族全員のための食堂が別に住まいの中心にあったとしても、計画されなければならない。(3-12-E)
- ・小さ過ぎる台所面積というものは、その空間構成に特別な注意を必要とする。あるいはU型に構成された台所においては、台所の幅が最低2m50必要である。(3-12-P)

(4) サニタリー

- ・すべての4人ないしそれ以上の規模の家族のいる住戸においては、WC付きの浴室以外に、プラスの便所をつくるのが、われわれの現代における衛生観念に適合したものである。(3-14-P)

〈備考〉公共住宅においては、西ドイツ内の多くの州において、3室以上の住戸で2番目の便所をつくるのが義務づけられている。

- ・推奨基準

1~2人家族の場合、4~5㎡が浴室・便所・洗面のために。便所は独立する必要はない。

3人家族の場合、約4㎡が浴室と洗面所のために。そして1~2㎡が独立した便所及びそれに付随する小さな洗面台のために。

4人家族の場合、4~5㎡の便所・浴室・洗面所、そして約2㎡の独立した便所及び洗面台。

5、あるいは6人家族の場合、4~5㎡の浴室と便所と洗面台のある部屋及びシャワー室、そして独立した便所、それに付随した洗面台、あるいは約3.5㎡がシャワー室と便所で1部屋を構成する。(3-02-P)

(5) バルコニー及びロギア(開放廊下)

- ・約3人なら自由に座ることができるには最低6㎡の空間、4~5人ならば、約10㎡の空間が必要とされる。(3-15-P)
- ・2つのロギアが互いに向かい合っている場合、住戸の配置によって通り抜けの問題が生じるであろう。天候に最も左右されやすいロギアは、風及び雨から特に守られていなければならない。(3-15-P)

(6) 収納空間

- ・収納スペースは、地下室とは別に住宅面積の2%の大きさが必要であろう。(3-16-P)

5.4 住戸規模と型の計画

5.4.1 居住密度

- ・高密度の住宅が果たしてどのような作用があるかということは、はっきりとわかってはおらず、この観点においては現状としては計画において考慮することはできない。しかしながら、今日の都市の調査から、過密な人口というものはマイナスの作用をもたらすということがないとは言えないということがわかっているから、過密な人口ということもやはり問題として考えなければならない。(4-03-E)
- ・私たちはこれからも過密な住宅地に人間を住まわせることを恐れる必要はないように思われる。居住者の家族内の関係が悪化することを恐れる必要は当面はないであろうということである。しかしながら、われわれは高密度の住宅地にマイナスの作用が多くないというふうには言いきることはできない。(4-01-P)
- ・高密居住によって、それが現存のものであろうとイメージ的なものであろうと、家族内の関係に重要な作用が及ぼされたことはない。このことは、しかし研究の中で言うことができるだけであって、一般化して言うべきことではない。(4-01-E)

重要な注意

これらのフィールド的な調査結果により廃止された計画方法には、実態的ではないが幾つもの考慮されるべき

根拠がある。その根拠によると、高密居住は否定的なものとなっている。だからここで言う調査結果が、建築家による高密居住の、いかなる計画をも許容するということに対する理由となつてはいけない。

次の研究によるように計画のための示唆には、これまでのものと違い特殊ではあるだろうが、高い居住密度というものがマイナスの要因となっていることを示している幾つかの例があることをはっきりさせている。

・現在の居住空間の欠点、例えば高密居住では、少なくともこの研究報告の枠内においては少ないが、幾つかのマイナスの影響を子供たちの体の発育、あるいは学習進度に与えていると言える。(4-04-E)

5.4.2 老人の居住

- ・小さなコミュニティは、老人にとって大きなコミュニティよりも住みやすいらしい。(4-02-E)
- ・多くの住戸のある住棟に住むということは、老人にとってあまり適しているとは言えない。(4-02-E)
- ・多層住宅においては、老人のための住戸というものもやはり低層部分に配置するべきである。しかし単層の住宅や高層の住宅において、泥棒あるいは強盗に対する不安がない場合に限り、1階部分に居住することを老人たちは許容する。(4-02-E)

5.4.3 住宅管理

- ・住宅管理のスタイルというものは、借家人の満足度に対して非常に大きな影響を与えるものである。(4-05-P)
- ・より一層の満足度は、次のようなポイントがその価値の順序に従い考慮された場合、達成されうる。

維持管理は高いレベルでもって迅速に行われなければならない。居住者と管理者の共同作業というものは、居住者がそれを信頼できるもの、あるいはフェアなものとして判断するような状態であるべきである。

管理者は管理上の、あるいは運営上の決定に対する責任を居住者に任せるのではなく、自分で持つべきである。

管理者は居住規則というものを甘くしないように気を配るべきである。しかし居住規則は、居住者によっても調整されうる、変更されうるという点を含んでいかなければならない。(4-05-P)

6. 住生活観と住宅計画の比較

研究資料の収集が必ずしも体系的でないので(文献1)・(文献2)の範囲内で、ある程度の考察が可能なものに焦点を絞ることとする。

・住宅計画における住生活観

住宅地と住宅の計画において、計画が責任を意識する住生活を住生活観と名づけるとすると、海外の集合住宅計画研究の背景には、どのような住生活観が存在しているのか。例えば、5章で紹介した研究成果の概要には、住戸内居室の日照条件への提言は含まれていない。この資料の範囲では居室の南面配置のようなことが住生活上の必要条件として意識されていないことになる。(文献2)は、社会学的文献に重点が置かれている。

住生活には様々な側面が存在しているが、その中でも海外の研究の関心が、家族成員間の圧迫感のない家族生活に多くが向けられていることを感じる。混雑状態(over-crowded)・高密状態(highdense, verdichted)における人間関係や、親の介護と監視関係のもとでの子供の平等性への関心である。高密化は、住宅需要と土地不足、建設コストの逼迫などの状況が要因となったものだが、これに対する反発・不安の確認が研究を活性化させているのだろう。高密化などへの不安は、住生活としての家族生活へのストレスの形で意識されている。後者の子供の生活については、日本でも近年、住宅計画との関わりが問題とされているが、子供の住生活の内容が、その自律意識や社会化の程度と関係あるとする認識は住生活観の幅をより広いものにしていくと考えられる。必ずしも先鋭的な住生活観ではないが、住宅計画の機能的側面からのみ住生活を見ていない点に違いを見いだせるように思う。しかし、マイヤー・エーラーズ⁹⁾のハンザ地区調査などで伝統的住生活の持続という問題意識はあるにせよ、少なくとも研究の上では伝統的生活様式のような地域や文化に固有の規範と近代的な合理主義との対立や融合のような観点はないと言ってもいい。イギリスの住宅計画の流れは、既にパーカー・モリス・レポートも放棄され歴史的連続をうんぬんするのは奇妙だが、1918チュードルワルター勸告・1944グッドレー勸告と一貫しており伝統と近代の切断点は見いだせない。このように見れば、伝統の持続意識が研究の上で顕在化しないのも当然とも言える。ただし、アメリカのスラム・クリアランスが提起した生活の場の総合性のような価値概念は欧米固有のものだろう。都市スケールの計画となるとドイツのBプラン(地区計画)のように地域性の持続は大問題となる。スラム・クリアランスと都市再開発計画には、日本では必ずしも十分顕在化しているとは言えない地域的文化的規範から見る住生活観がある。この観点では、今回の研究は十分研究文献を集めていないが、恐らく近代化と持続の間の解決困難な対立が存在すると予想される。

もう少し住宅内の生活行為のレベルに入ると台所が家族のインフォーマルな生活の場として意識されているこ

注9) P. Boudon : Pessac de Le Corbusier, 1969

と、家族の対外的な顔としての居間に対比されていることが多くの研究で触れられていることが興味深い。これは先の高密状態での家族生活の圧迫感・子供の自律性や社会化などにも通じる、良き家庭生活のイメージとして、良き大人と子供の関係の問題である。成人の生活領域と子供の生活領域の調整に強い関心が抱かれている。この調整に関する古くからの方法が、居間と台所の使い分けであった。ここで強調したいのはこの解決方法でなく、成人と子供の関係を見る住生活観である。

欧米の研究の上での住生活観は、建築に何ができるとする、限定的な、ともすると、黒白のはっきりする方向に向きがちな日本のものとは異なり楽観的な住宅計画への期待を持った温かい生活観であると言えるようだ。このことはまた、日本がたどった戦中・戦後の圧迫された住宅計画での、最小の空間量で秩序ある生活の実現という課題の経験の有無とも関係しているように感じる。

・住生活の変化・多様化

生活の変化や高度化が、その容器である住宅を豊かにする必要をもたらすということに対し、それぞれの国で計画の上でも研究の上でも努力がなされたはずである。

パーカーモリス・レポートは、戦後の生活の高度化に対応した、1961年の勧告である。そのレポートの契機として、どのような研究があったか明らかでないが、住み方調査・POEは、事後評価による研究であって住生活の変化を予測することを、主な目的としていない。仮にそこに目的を置いたとしても、変化の予測に適したものではない。5章に展開したどの研究も実態調査による仮説検証型の研究で、予想のためのものではない。

グイルマンが主張するように、どこにもある経験主義的な研究は、通念の集大成をするに過ぎないとも言える。その上に、通念を越える現実の多様化する住要求に応ずるために、フレキシブルハウジングが出されたとすると、もうどこまでも、自信のある研究はないということになってしまう。

住生活の変化・多様化という問題意識は、しかしながら明確に存在している。少なくともフレキシブルハウジングの提案の根底には、そのようなものがあるし、いわゆる標準型の平面計画でも多様化する住生活への対応を意識するよう提言されている。(5章4項参照)しかし、これらはどれもその変化に直接答えようとするのではなく、ストック化を正当化の条件として安全な計画方法を指向している。

日本で、多様化への対応が叫ばれてそんなに日が経っていないが、研究的には変化や多様化を予測する有効な方法はどこの国にも育っていないようだ。

・研究の力とその成果の形式

クーパーマルクスは、研究成果を実務家へ有効に伝達する方法として、エジンバラ大学やイギリス環境局によるイラスト式の表現を先駆的模範として評価しながら、「ガイドライン」の形式を主張している。

確かにアメリカでは、ニューヨーク都市開発公社のような例を除き、大学に属する研究者が公共に訴える形式で研究が社会還元されるのが普通であり、「ガイドライン」は、多くの研究者の表現手段となっている。「ガイドライン」は、研究の受け皿がオープンである場合に必ずしも強制的でなく相手の見識に訴えるという点で賢明な方法であろう。パーカーモリス・レポートも、それ以前の勧告と異なり、規定的な表現を避け、最低位を示しながら受け手の自由な創造を期待する形であった。

現代においては、研究はそれ自身断定的な真の内容を持つと、社会という相手の中で受け入れられるものである。相手の受容の意志が必要となるのである。同時に、専門的な難解な内容の、やさしい展開も期待されている。やさしさの程度が、受容の意志に影響を与えるということである。クーパーマルクスは、C.アレクザンダーのパターン・ランゲージを、ガイドラインの一形態としているが、パターン・ランゲージは、提案初期のものと比較すると相当解説的なものとなっている。(文献2)

(文献2)の終わりの部分で、利用者の立場に立った住宅に関する課題として、①ガイドライン作り、②POEの実行、③アダプタブル・ハウジングの研究・計画の3点を挙げている。このいずれについても、その意味について少しずつ触れてきた。しかし、研究がどのような力を持つかについて、彼女は、高層化に対する反対のキャンペーン・政治活動など1970年代の初期の研究者の活動を振り返り、研究者が高層化を本当に阻止したのかどうかかわからないとしている。彼女の言う3つの仕事が、本当にいいものを生み出せるのだろうか。

7. あとがき

ドイツ・イギリス・アメリカを中心とした集合住宅計画文献のまとめに、やっと着手できたというのが研究の結論である。欧米諸国を海外と称することも無理があるし、それでいいとしても、オランダ・フランス・イタリアなどや北欧諸国の研究はどんなものがあるか、どのような歴史をたどっているかなど、回答していない問題は無数にある。

しかし、欧米の集合住宅研究というものの雰囲気を見ることができたことは大きな成果だと考えている。今後は、欠けている国・著名研究者や周辺の研究領域の文献を収集し研究を深化させることが期待される。

付. 引用文献

1. 外部の計画

- 1) Littlewood, Sale : Children at Play, DOE, Design Bulletin 27, HMSO, 1973.
- 2) Griffin, Dickson : New Housing in a Cleared Area, A Study of St. Mary's, Oldam, DOE, Design Bulletin 22, HMSO, 1971.
- 3) Sachs-Pfeiffer et al. : Kindererleben ihre Wohnumwelt, Bauwelt 3/1980, Bauwelt, 1980.
- 4) Coats, Sanoff : The Ecology of Child Behaviour in a Planned Residential Setting, Environmental Design, 1972.
- 5) Hole : Children's Play on Housing Estates, Building Studies Research Papers 39, HMSO, 1966.
- 6) Littlewood, Sale : ibid. 1, HMSO, 1973.
- 7) Bierhoff : Spielplätze und ihre Besucher, Monograph, 1974.
- 8) Seidel : Spielplätze und Gerätebenutzung, Zeitschrift für Pädagogik 21, 1975.
- 9) Schottmayer et al. : Der Bauspielplatz, Westerm. Päd. Beiträge, 1976.
- 10) Cook : Garden on Housing Estates, Town Planning Review, Vol. 39, 1968.
- 11) Seaton : Front Yards in Cul-deSacs and Elsewhere, Journal of Architectural Research, 7/3 Aug., 1980.
- 12) Festinger et al. : Social Pressures in Informal Groups, Monograph, 1950.
- 13) Glass et al. : Psychic Cost of Adaptation to an Environmental Stressor, Journal of Personality and Social Psychology, Vol. 2, No. 3, 1969.
- 14) Cohen et al. : Apartment Noise, Auditory Discrimination and Reading Ability in Children, Journal of Experimental Psychology, 1973.
- 15) Taylor, Hall : Residential Planning Implication of Subjective Response to Noise : Some Empirical Findings, EDRA 7/1, 1976.
- 16) Lawson, Walters : The Effects of a New Motorway on a Established Residential Area, Psychology and the Built Environment, 1974.
- 17) Appleyard, Lintell : The Environmental Quality of City Streets : The Resident' Viewpoint, AIP-Journal, Vol. 38, 1972.
- 18) Mayo : Effects of Street Forms on Suburban Neighbouring Behaviour, Environment and Behaviour, Vol. 11, No. 3, 1979.
- 19) Ebbesen et al. : Spatial Ecology : Its Effects on the Choice of Friends and Enemies, Journal of

Experimental Social Psychology 12, 1976.

- 20) Gilmour et al. : Low Rise High Density Housing Study, Edinburgh Univ., 1970.

2. 住棟の計画

- 1) Campell et al. : The Quality of American life, Monograph, 1976.
- 2) MacCarthy et al. : Residential Density, Social Overload and Social Withdrawal, Human Ecology 6 (3), 1978.
- 3) Herlyn : Wohnen im Hochhaus, Monograph, 1970.
- 4) Harmsen : Großsiedlungskomplexe-Ihre medizin-soziologische Problematik, Deutsche Gruppe der internationalen Vereinigung für Brückenbau und Hochbau, Deutsche Konferenz, 1975.
- 5) Bjorklid-Chu o.J : The Outdoor Play of Children, Stockholm Univ., (Typoskript)
- 6) Reynolds, Nicholson : Living off the Ground, The Architects' Journal, Vol. 150, No. 34 Aug. 20, 1969.
- 7) Gelb : High-Rise Impact on City and Neighbourhood Livability, Human Responses to Tall Building, 1977.
- 8) Fanning : Families in Flats, British Medical Journal, 1967.

3. 住宅の平面計画

- 1) Grunner, Jahr : Marktforschung 1977 : Die Wohnung als Ursache und Austragungsort von Familienkonflikten. Eine empirische Untersuchung der Zeitschrift, Zeitschrift "Schöner Wohnen" Jan., 1977.
- 2) BMBau : Untersuchung der Wohnverhältnisse in ausgewählten Demonstrativ-Bauvorhaben, Schriftenreihe des BUNDESMINISTERS FÜR RAUMORDNUNG, BAUWESEN UND STADTBAU, 1979.
- 3) Lüdke, Rughöft : Wohnen in Steilshoop-Empirische Untersuchung des Wohnens in Familienwohnungen der Hamburger Grosswohnanlage Stilhoop, Monograph, 1974.
- 4) Baird et al. : Room Preference as a Function of Architectural Features and User Activities, Journal of Applied Psychology, Vol. 63, No. 6, 1978.
- 5) Gaupp-Kondozora, Merkel : Flexible Wohnungen, Monograph, 1978.
- 6) Lüdke, Rughöft : ibid. 3, Monograph, 1974.
- 7) Ruede-Wissmann, : Wohnen und Wahrnehmen,

Monograph, 1979.

- 8) Loo : The Effects of Spatial Density on the Social Behaviour of Children, Journal of Applied Social Psychology, 1972.
- 9) Parke, Sawin, Children's Privacy in the Home, Environment and Behaviour, Vol. 11, No. 1, 1979.
- 10) Lüdke, Rughöft : ibid. 3, Monograph, 1974.
- 11) Lüdke, Rughöft : ibid. 3, Monograph, 1974.
- 12) Lüdke, Rughöft : ibid. 3, Monograph, 1974.
- 13) Sauer, Marshall : An Architectural Survey of How Six Families Use Space in Their Existing Houses, EDRA, 1972.
- 14) Lüdke, Rughöft : ibid. 3, Monograph, 1974.
- 15) Lüdke, Rughöft : ibid. 3, Monograph, 1974.
- 16) Lüdke, Rughöft : ibid. 3, Monograph, 1974.

4. 住戸規模と型の計画

- 1) Booth, Edwards : Crowding and Family Relations, American Sociological Review, Vol. 41, 1976.
- 2) Lawton et al. : Housing Characteristics and the Well-Being of Elderly Tenants in Federally Assisted Housing, Journal of Gerontology, Vol. 30, No. 5, 1974.
- 3) Galle et al. : Bevölkerungsdichte und Pathologie, Bauwelt, Vol. 64, 1972.
- 4) Booth, Johnson : The Effect of Crowding on Child Health and Development, American Behavioral Scientist, Vol. 18, No. 6, 1975.
- 5) Ahlbrandt, Brophy : Management : Important Element of the Housing Environment, Environment and Behaviour, Vol. 8, No. 4, 1976.

〈研究組織〉

服部 峯生 千葉大学助教授
鈴木 孝道 住居計画研究所
松本 真理 住宅金融公庫
加藤ひろみ 千葉大学大学院生